



# さまざまな手口で高齢者をだまそうとしています!

## 手口1 買え買え詐欺(劇場型勧誘)

ある販売業者が販売する未公開株や社債などを別の業者が「代わりに買ってくれたら高値で買い取る」「名義を貸してくれたら謝礼を払う」などといって消費者を勧誘し、契約をあおる手口です。

以前に被害を受けた消費者に消費生活センターや国の機関をかたって信用させたうえで「被害回復のために必要」などと嘘の説明をしてお金を支払わせる二次被害の手口も目立っています。



## 手口2 送りつけ商法

突然電話で「注文を受けた商品を送る」と言われて健康食品や魚介類などを一方的に送りつけられます。

申し込んだ覚えがないと断ると暴言や「裁判をする」などの言葉で怒鳴りつけられ、恐怖心から断りづらくなってしまいます。

## 手口3 次々販売

次々販売とは、一度契約をした消費者に対して、問題のある販売方法で布団などを次々と新たに買わせる手口です。「業者の担当者が話を聞いてくれた」「プレゼントをくれた」など、「いい人」だと思って親近感を持ったことが、契約した理由のひとつだと考えられます。一方で、契約後は「家族に相談すると怒られる」「家族に迷惑をかけたくない」「契約したのは自分の責任」という心理で家族などに相談できない高齢者もいるようです。



### 高齢者のみなさんへ

- 必要がなければ「要らない」「必要ありません」ときっぱり断りましょう。
- 知らない相手からの電話にでないように留守番電話機能などを活用しましょう。
- 業者の説明だけを信じず、必ず家族や周囲の人に相談しましょう。

### 見守るみなさんへ

- 見慣れない商品や契約書類がないか、お金の困っていないかなど、生活の変化に注意しましょう。
- 本人の話をじっくり聞きましょう。

「おかしい」「困った」と思ったらお近くの消費生活センター等にご相談ください。

### 尼崎市立消費生活センター

尼崎市南武庫之荘3丁目36-1  
(阪急武庫之荘駅から南へ徒歩5分)

相談専用電話 (平日 9:00~12:00・13:00~16:00)

06-6438-0999